

2016年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター
事業報告書

1. 成年後見人等の受任

専門職が担う法人後見受任団体として、岐阜圏域における成年後見人等の受け皿となっている。受任件数の増加比較は以下のとおりである。受任件数は死亡による終了があるが、新規受任もありわずかに増えている。岐阜圏域の行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどから成年後見人等候補者となれるか確認があり受任している。市町長申立てにおいても候補者となることがあり、行政との関係を強めている。当センターは候補者とならない限り、受任することはないため、すべてのケースが申立人からの依頼を受けて候補者となり、家庭裁判所の選任を受けている。

被後見人等の自宅等への訪問回数は大幅に増えている。自宅等を訪問し本人の状態を把握することや本人との関係を構築し本人の意思を尊重した支援を行っている。そのため、全ケースで月1～2回訪問を行っている。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めている。

成年後見受任にあたり、全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入している。

【受任件数の推移】

平成 28 年 3 月時点		平成 29 年 3 月末時点	
類型	件数	類型	件数
後 見	13	後 見	14
保 佐	5	保 佐	6
補 助	2	補 助	3
任意後見・委任契約等	6	任意後見・委任契約等	5
合 計	26	合 計	28

【支援回数の概況】2015 年度

内 容	後 見	保 佐	補 助	任意後見・委任契約等
訪 問 自宅・施設・役所・銀行等	608	213	40	269
電 話 等	305	108	27	252

【支援回数の概況】2016 年度

内 容	後 見	保 佐	補 助	任意後見・委任契約等
訪 問 自宅・施設・役所・銀行等	1126	472	126	251
電 話 等	444	245	97	274

2. 権利擁護に関する相談

年間を通じて新規相談が 54 件あった。相談は、行政機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、福祉施設、本人や家族から寄せられている。ほとんどが成年後見制度に関するものであった。なかには専門職が担当している支援困難事例が寄せられることもあった。

後見等の申立を行ってほしいという依頼も少なくなかったが、申立の手続きについては弁護士や司法書士につなぐ役割を担った。相談の中で候補者として依頼されることが少なくなかった。しかし、内容や距離的な問題からすべてのケースで候補者となることはなかった。

また、各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にも参加の依頼がありオブザーバーとして参加した。

各相談員が、支援の間に専門職からの質問に受けることがあるため、下記の件数は一部であると考えられるが、気軽に専門職からの相談を受ける役割を果たしている。

平成 28 年度相談件数【新規】の推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	5件	4件	3件	2件	6件	0件	6件	6件	3件	6件	5件	8件	54件

3. 権利擁護に関する研修

山県市、各務原市、関市、岐阜県社会福祉協議会、岐阜県老人福祉施設協議会、岐阜県手をつなぐ育成会、岐阜市社会福祉協議会、各務原市社会福祉協議会、美濃加茂市社会福祉協議会、もとす広域連合社会福祉士部会、コープぎふ等の主催する権利擁護や成年後見制度に関する研修に講師を派遣した。

山県市においては、市民後見サポーター養成研修の実施を受託した。5日間の研修を行い12名が修了された。市民の中で成年後見制度について学んだ人がいるということは、地域の中で成年後見制度に必要な方がいた時に速やかに活用することができるために大きな役割を果たすと考えている。

毎月1回、第2金曜日に山県市高富中央公民館で権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行った。ぱあとなあ岐阜地区と共同で開催し、毎回12名程度の参加者（行政関係、地域包括支援センター、社会福祉協議会職員等専門職、ぱあとなあ岐阜会員）があり、事例検討や制度に関する学習会等を行った。

4. その他

- ・当センターを多くの方に知っていただくために、ホームページを開設している。

URL : gifu-advocacy.org

- ・全国権利擁護支援ネットワーク加入団体。岐阜県では2団体が加入している。

URL : asnet-japan.net